

令和4年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和4年度 概算要求額	3兆	320億円+ 事項要求
令和3年度 当初予算額	2兆9,	772億円
差引		+548億円
		(対前年度比率+1.8%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和4年度概算要求額は、デジタル庁計上分を含む。

《主要事項》

I	地域共生社会の実現に向けた地域づくり	2
	○ 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進	
	○ 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進	
	○ 成年後見制度の利用促進	
II	生活保護制度の適正な実施	5
	○ 生活保護に係る国庫負担	
	○ 生活保護の適正実施の推進	
	○ 都道府県等における指導・監査体制の確保	
III	福祉・介護人材確保対策等の推進	7
	○ 福祉・介護人材確保対策の推進	
	○ 外国人介護人材の受入環境の整備等	
	○ 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援	
IV	災害時における福祉支援	9
	○ 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進	
	○ 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策	
	○ 災害時における福祉支援体制の整備促進	

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>
地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>
生活困窮者自立相談支援事業費等負担金等の内数<社会・援護局(社会)にて計上>
子ども・子育て支援交付金等の内数<内閣府、子ども家庭局にて計上>

令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援等【一部新規】 45億円(40億円)

市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備、都道府県による市町村への後方支援、各市町村の圏域を越えた連携体制の構築を推進するとともに、市町村における福祉分野間の情報共有を推進するシステム導入補助を行う。

また、重層的支援体制整備事業の従事者等の人材養成や地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するためのアワード事業を行い、包括的な支援体制の更なる強化を図る。

2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策、孤独・孤立対策の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進

674億円+事項要求(555億円)

ア 生活困窮者自立支援の推進

生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備や子どもの学習・生活支援の充実を図るとともに、民間団体独自の支援との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能強化を図る。

また、休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給を行うほか、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

<主な充実内容>

① 生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備

自立相談支援事業における相談件数の増加や、特例貸付利用者に対する継続的な支援の必要性など、コロナ禍を契機とした支援ニーズの増大に対応できるよう、就労準備支援事業や家計改善支援事業、一時生活支援事業等の安定的な体制整備を図る。

② 自立相談支援機関等の支援体制の強化【新規】

新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、民間団体独自の支援との連携や現場の職員が支援に注力するための事務処理体制の強化など、自立相談支援機関等の支援体制の強化を図る。

③ ICTの活用等による生活困窮者自立支援等の機能強化【新規】

各種事業や関係機関担当者の連携やオンライン相談の推進等を図るため、生活困窮者支援の現場におけるICT化を促進する。

④ 居住支援の支援体制強化【新規】

住まいの確保に困窮している者や不安定居住者が増加している現状を踏まえ、住まいに関する相談体制の強化、ホームレス含めネットカフェ等で寝泊まりする不安定居住者へのアウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業の共同実施への支援の強化など、安定した住まいの確保を推進する。

⑤ 子どもの学習・生活支援事業の充実

保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

⑥ 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、安心して通える居場所の確保や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

イ ひきこもり支援の充実及び良質な支援者の育成【一部新規】

ひきこもり地域支援センターの設置を中核市に拡大する等、より身近な基礎自治体における相談窓口の設置や支援内容の充実を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を構築する。

また、ひきこもり地域支援センター職員等に対し、知識や支援手法を習得するための国主体の研修を実施し、良質な支援者を育成する。

(2) 自殺総合対策の推進

① 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

38億円+**事項要求**(28億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、地域の実情に応じた実践的な自殺対策の取組を支援する。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方々に対応するため、地方自治体や民間団体が実施する自殺防止に係るSNS・電話等の相談対応や相談員の養成等の取組に継続的な支援を行う。

② 指定調査研究等法人機能の確保等【一部新規】 7.7億円（6.7億円）

我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、自殺未遂者レジストリ制度を構築するとともに、調査研究の充実や地域の自殺対策への取組支援、地域自殺対策推進センターの運営のために必要な支援を行い、更なる自殺対策を推進する。

3. 成年後見制度の利用促進

(1) 自治体・中核機関における権利擁護支援体制の推進【一部新規】

6.6億円（5.9億円）

都道府県において、司法専門職等との定期的な協議・権利擁護支援に関する助言・アドバイザーの派遣等の仕組みを構築することで、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することで、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 多様な主体による権利擁護支援の連携・協力体制等の強化【新規】

2.9億円

意思決定支援を推進するため、都道府県等において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした研修を実施する。

また、民間団体等も含めた多様な主体による権利擁護支援体制の強化を図るため、多様な主体が参画する連携・協力体制づくりのモデル的な取組を実施する。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域支援事業交付金の内数<老健局にて計上>

地域生活支援事業費等補助金の内数<障害保健福祉部にて計上>

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

- (1) 保護費負担金 2兆8,491億円(2兆8,218億円)
生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進める。
- (2) 保護施設事務費負担金 323億円(328億円)
保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進 259億円+事項要求(134億円) [(7)を除いた合計額156億円]

- (1) 生活保護の適正実施
生活保護の適正な運営を確保するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行うなど生活保護の適正実施を推進する。
- (2) 被保護者健康管理支援事業の実施
改正生活保護法に基づき、令和3年1月から施行された被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に対応した就労支援体制整備【新規】
新型コロナウイルス感染拡大の影響による失業・廃業等で生活保護を受けることになった方の早期の就労・保護からの脱却を図るため、従来の被保護者就労支援事業に加え、生活保護就労支援員の加配、雇用環境の変化に応じた求人の開拓、ハローワークや関係機関との連携体制の構築等の取組を支援する。
- (4) 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援【新規】
生活保護業務の効率化や負担軽減、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、業務負担の軽減に向けたRPA等の導入、業務のオンライン化等を試行的に実施する自治体を支援する。あわせて、自治体を実施する試行事業の課題や効果の検証、業務プロセス及び基幹システムの標準化に向けた調査研究を実施する。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化【新規】
新型コロナウイルス感染拡大の影響による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げることにより福祉事務所の体制を強化する。

(6) 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援【新規】

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、無料低額宿泊所の入居者等の感染拡大防止のための一時滞在場所確保、事業継続に向けた各種取組を支援する。

(7) 医療扶助におけるオンライン資格確認の導入【新規】

生活保護の医療扶助にマイナンバーカードによるオンライン資格確認を導入し、マイナンバーカードによる確実な資格・本人確認を実現するとともに、医療券の発行・送付等の事務を省力化し、利用者の利便性も高めるために必要な経費を確保する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

19億円（19億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）の内数<老健局にて計上>

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信 6.5億円（5.6億円）

関係団体との協働の下で、先進的な「介護」を知るための体験型イベントの開催や、若年層、子育てを終えた層、アクティブシニア層に対する個別のアプローチなど、介護の仕事の魅力等に関する情報発信の取組を進める。

(3) 介護助手等の普及を通じた多様な就労の促進【新規】 3.0億円

都道府県福祉人材センターに「介護助手等普及推進員（仮称）」を配置し、市町村社会福祉協議会や福祉事務所等を巡回し、介護助手希望者の掘り起こしを行う。

あわせて、介護事業所に対し、介護助手導入のための業務改善にかかる助言や求人開拓等を行うことにより、介護の周辺業務を担う人材の確保を促進する。

(4) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援 6.5億円

少子高齢化の進展等に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策により介護施設等における業務が増大し、人手不足が更に深刻化していることから、ハローワーク、訓練機関及び福祉人材センターの連携強化による就職支援を行うとともに、介護福祉士修学資金等貸付事業が安定的に実施できるよう原資の積み増し等により、介護人材の確保・定着を図る。

(5) 社会福祉事業従事者の養成・研修等 5.0億円（4.3億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備 10億円（9.5億円）

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、介護業務の悩み等に関する相談支援、外国人介護人材受入れ促進のための海外へのPR、特定技能制度の介護技能評価試験等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

4.3 億円（4.3 億円）

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 社会福祉連携推進法人制度の円滑な施行に向けた支援【一部新規】

14 億円（4.1 億円）

社会福祉法人等の連携・協働を図るため、新たに創設する「社会福祉連携推進法人」制度の立ち上げに必要な支援等を行うとともに、小規模な社会福祉法人等が連携して行う地域貢献事業の推進や ICT 化を推進するための取組等を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

268 億円（265 億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

56 億円＋**事項要求**（57 億円）

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付け等を行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	2,824 億円
〔福祉貸付	1,590 億円
〔医療貸付	1,234 億円

② 福祉貸付事業における貸付条件の主な改善

- ・日常生活支援住居施設に係る融資制度の継続

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4.4 億円＋**事項要求**（4.4 億円）

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」120億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進

13億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 8億円（1.8億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進【一部新規】

1. 5億円（1.0億円）

都道府県が組成して、災害時における避難所等での要配慮者支援を行う「災害派遣福祉チーム（DWAT）」の都道府県間の応援派遣や、各都道府県事務局への支援等を一体的に行うセンター機能を整備すること等により、災害福祉支援ネットワークの充実に図る。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進

2. 3億円（2.3億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。